

(1) まちづくりに関する事業や計画

本市では、既成市街地を中心に道路や公園、上下水道などの都市施設整備や住宅等の居住環境整備・改善の各種事業を行っています。また、都市計画マスタープランに掲げる都市づくりの目標と基本方針に基づいて、松本市の将来都市像の実現に向けて、主に以下のような取組みを実施・検討しています。

ア. 松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）

- (ア) 自動車中心の社会を転換し、歩いて暮らせる集約型都市構造の実現に必要な都市交通とまちづくりが連携した施策を策定しています。
- (イ) 車線の幅員を見直し、歩行空間や自転車の走行空間を確保することで、人・自転車と自動車の共存を図り、街中に人が集う賑わいのあるまちづくりを推進します。

イ. 松本城南・西外堀復元事業／内環状北線整備事業

松本城を中心とした歴史的風致維持向上を図るとともに、安全安心で快適な交通環境を構築するなかで、「国宝松本城と城下町の歴史を活かした、水と緑とにぎわいのあるまち」を目指しています。

ウ. 松本市三の丸（大名町・土井尻界隈）地区整備

「松本城を中心としたまちづくり」を推進するため、多世代が住まい、交流活性化による賑わいを創出する拠点として、「松本城三の丸地区整備基本方針」に基づいて、魅力あるまちづくりを進めています。また、歴史ある街割りや景観を尊重し、様々な市民や観光客のそぞろ歩きの舞台となるよう、回遊性を高め、歴史や文化を感じられる空間の創出を目指します。

エ. 松本市歴史的風致維持向上計画

本市のもつ歴史的風致の維持及び向上を進め、歴史・文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事・伝統文化の保存継承、観光としての魅力向上を目指します。

オ. 街なみ環境整備事業

住環境の整備改善を必要とする区域において、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図ります。

地区名		区域面積	事業内容
歩いてみたい 城下町整備事業	中町地区	6.2ha	蔵の会館・藤棚歩道・小公園など
	お城下町地区	7.9ha	下町会館・辰巳の庭公園・縄手小路など
	お城の東地区	17.4ha	道路整備・鯛萬の井戸小公園など
	中央東地区	8.5ha	道路整備・水路整備など
	お城周辺地区	44.0ha	道路整備など
上波田地区		26.7ha	道路整備・小公園整備など

## (2) まちづくりに関連した地域のルール

市内には、より良いまちづくりを進めるために、住民同士で協定を結んでいる地区があります。

### ア. 建築協定

建築基準法に基づいて、地域住民の自発的な合意によって地域の特性に応じた一定の制限を付加し、お互いに守っていくことにより、将来にわたって良好な環境を維持し、魅力ある個性的なまちづくりを進めます。

- ・JKタウン和田西原建築協定
- ・和田西原農家住宅・農家分家住宅地区建築協定

### イ. まちづくり協定

まちづくり協定とは、良好な住環境やそれぞれの地区の特性にあった景観・街並みの形成などを目的として、その地区のみなさんが自主的に定めたまちづくりのためのルールです。協定では、建物の用途、位置（道路境界からの壁面の後退）、建物の色彩や形態等の意匠をはじめ、看板や緑化などに係るルールを定めています。本市では10の協定が締結され、各地区のまちづくり推進協議会を中心とした地元住民のみなさんにより、自主的なまちづくりが進められています。

- ・中町（蔵のある）まちづくり協定
- ・お城下町地区まちづくり協定
- ・本町まちづくり協定
- ・中央西第1地区ブロック街づくり協定
- ・中央西第2地区ブロック街づくり協定
- ・中央西第3地区ブロック街づくり協定
- ・お城の東まちづくり協定
- ・中央東高砂通り周辺地区まちづくり協定
- ・上波田地区まちづくり協定
- ・お城周辺地区第1ブロックまちづくり協定
- ・お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定



中町通り